



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

全員参加型裁判員模擬裁判 実施へ

東京ではこれまで、来るべき裁判員制度の実施に備え、裁判所・検察庁・弁護士会が一体となって、東京3庁模擬裁判幹事会を組織し、公判前整理手続を含めた裁判員模擬裁判を実施してきた。本年5月30日から6月1日の3日間にわたり、東京地裁が、企業の協力も得て、裁判員選任から判決言渡しまでの全手続について試行した裁判員模擬裁判も、その1つである。

これまでの模擬裁判は、裁判員裁判における法曹三者の各実務の検証・研究がその主な目的であった。しかしながら、裁判員裁判の実をあげるためには、1人でも多くの裁判官・検察官・弁護士が、ともに裁判員裁判を実体験し、主体的に課題と取り組み、研究を進めていくことが不可欠である。

そこで、本年3月、東京3庁模擬裁判幹事会は、在京の裁判官・検察官・弁護士に、裁判員裁判を実体験する機会を可能な限り多く提供するため、平成19年度中に、東京地方裁判所刑事部の全20か部（1～13、15～21部）において、全員参加型裁判員模擬裁判を実施することを決定した。

これらの模擬裁判においては、在京（本庁）の刑事部裁判官及び公判部検察官の全員、及び可能な限り多数の弁護士（100人以上）がプレイヤーとなって模擬裁判を経験することができるよう、一部手続を簡略化して負担軽減をはかり、複数回期日で開催されることになっている。

すでに第1期として、本年7月10日から20日にかけて、5か部（刑事3、9、12、13、15部）で実施されることが決まっており、裁判員制度センターと刑事弁護委員会が共同して、弁護人役・被告人役をすでに選任している。

今後も、第2期（9～10月頃）・第3期（1～2月頃）に分けて、各6～10か部で開催される予定であり、東京弁護士会としては、より多くの会員に経験してもら

うため、公募を含めて模擬裁判プレイヤーの人選方法を検討中である。裁判員裁判を経験する貴重な機会となるので、関心のある会員は、今後のお知らせに注意していただきたい。

なお、現在決まっている全員参加型裁判員模擬裁判の概要は、以下のとおりである。

全員参加型裁判員模擬裁判の概要

〔プレイヤー〕

- ◇裁判官役は、各部の裁判長と所属裁判官。書記官も、各部所属の書記官が担当。同時に、対応検察官室を共通にする部が、共同研究及び模擬裁判の運営支援に当たり、裁判官1名及び主任書記官1名を裁判所側の運営担当者とする。
- ◇検察官役は、裁判所担当部の対応検察官室が中心となって担当。
- ◇弁護人役は、東京3庁模擬裁判幹事会の弁護士会幹事が選任する在京弁護士の3～6名が担当。各部ごとに弁護士会を割り振り。
- ◇被告人役は、模擬裁判幹事会の弁護士会幹事が選任。
- ◇裁判員役6名は、裁判所において適宜の方法で確保。
- ◇証人役は、運営支援に当たる裁判所担当部と対応検察官室とで担当。人選は、運営担当者が行なう。一般職、司法修習生も含め、裁判員裁判への参加意識を高める契機とする。

〔内容〕

- ◇各部において、第2期もしくは第3期に適当な2～3日間の期日を定め、公判期日を開催。公判前整理手続は、非公式な形で開催し、2、3回で終わるように努力する。
- ◇第1期は、裁判員の選任手続は行なわない。
- ◇傍聴人は、関係者（東弁では、模擬裁判の経過を記録し、裁判員制度の調査、研究に協力してくれる会員を裁判員制度センターが選任予定）に限り、大規模な募集やビデオ録画等を行なわない。

（司法改革総合センター副委員長 石黒 清子）